

# ご意見募集！

(パブリックコメント)

## 準用河川に係る河川管理施設等の構造基準に関する 条例で定める基準の素案について

指宿市では、準用河川に係る河川管理施設等の構造基準に関する条例を制定することとなり、この度、条例で定める基準の素案がまとまりましたので公表します。

皆さんのご意見を参考にさせていただきながら、条例を制定してまいりたいと考えておりますので、ご意見をお寄せください。

### 1 意見の募集期間

平成24年12月15日（土）～ 平成25年1月14日（月）〔当日消印有効〕

### 2 意見の提出方法及び提出先

ご意見の提出は、別紙の用紙（任意の様式でも結構です。）に、住所、氏名、電話番号、素案に対するご意見をご記入の上、郵便、FAX、電子メールなど、書面で下記の提出先へ提出をお願いします。

#### 【提出先】

課 名	指宿市 土木課
住 所	〒891-0497 指宿市十町2424番地
F A X	0993-22-2160
電子メール	kensetsu-doboku@city.ibusuki.lg.jp

### 3 意見の提出に際しての留意事項

#### (1) 対象となる方

- ① 本市内に住所を有する方
- ② 本市内に事務所又は事業所を有する方
- ③ 本市内に通勤・通学する方

#### (2) 意見提出時の記載事項

ご意見の提出にあたっては、住所、氏名（法人または団体等の場合は、所在地及び法人名等）及び連絡先を必ず記載してください。また、住所が市外の場合は、市内に通勤・通学している旨を記載してください。

### 4 お寄せいただいた意見の取扱い

- (1) 匿名による意見は受け付けできません。
- (2) 電話や口頭による意見提出は受け付けられませんので、文書で提出してください。
- (3) 期限を過ぎて提出されたご意見は、パブリックコメント手続きによる意見としての取扱いはできませんので、提出期限にご留意ください。
- (4) お寄せいただいたご意見につきましては、結果を取りまとめ、その概要とご意見に対する検討結果を市ホームページ等に掲載する予定です。

なお、提出された個々のご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

### 5 個人情報の取扱い

- (1) 住所、氏名等の個人情報については、第三者に提供したり、目的以外に使用することはありません。また、お寄せいただいたご意見の公表の際には、これらの個人情報は一切公表いたしません。

### 6 お問い合わせ先

指宿市 土木課 土木維持係

TEL：0993-22-2111（内線355）

FAX：0993-22-2160

電子メール：[kensetsu-doboku@city.ibusuki.lg.jp](mailto:kensetsu-doboku@city.ibusuki.lg.jp)

※『 』については、末尾の用語解説で説明しています。

### 条例制定の経緯について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第一次：平成23年5月2日公布）が施行され、「河川法」が改正されました。

これに伴い、従来、政令で国が全国一律に定めていた『準用河川』における『河川管理施設』及び河川法第26条第1項の許可をうけて設置される工作物（以下「河川管理施設等」といいます。）のうち、ダム、堤防その他の主要なものの構造について河川管理上必要とされる一般的技術的基準については、従来の政令の規定を参酌<sup>\*</sup>して、市町村が定めることとなりました。

※参酌（さんしゃく）：他のものを参考にして長所を取り入れること。

### 制定する条例

条 例 名	現行の基準を定めている政令等
（仮称）指宿市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例	河川管理施設等構造令 （昭和51年政令第199号）

※現行の基準を定めている政令等は法改正にあわせて改められ、その位置付けが「河川管理者である地方公共団体が条例を定めるに当たって参酌すべき基準」となりました。（「参酌すべき基準」とは、十分に参照した上で判断しなければならない基準を指します。）

### 条例の制定および施行予定日

平成24年度中に制定し、平成25年4月1日の施行を予定しています。

## 指宿市の考え方

現時点では、本市の実情に政令と異なる基準とすべき特段の事情や地域性が認められないことから、原則として政令が示している基準をもって、本市の基準案とします。

ただし、本市の準用河川において想定されない基準については、条例には定めませんこととします。

## 基準の素案

制定する内容	参酌する基準	本市基準案
『堤防』	構造、材質、高さ、幅、勾配等	政令に同じ
『床止め』	構造、河床の洗防止等	
『堰』	構造、高さ等	
『水門及び樋門』	構造、高さ等	
『橋』（橋台）	構造、設置位置、桁下高等	
『伏せ越し』（用水施設又は排水施設）	構造、深さ等	

※本市の準用河川において想定されない基準は、条例には定めません。

## 参 考

### 用語解説

#### ○準用河川（じゅんようかせん）

河川法の適用を受ける地域の根幹的な河川（一級河川及び二級河川）に対し、地域住民の生活河川であり、治水対策及び生活環境等の保全のため、各種の制限や維持工事等によって管理する必要のある河川として市町村長が河川法第100条に基づき指定した河川のこと。

原則として二級河川に関する規定を準用し、その管理は市町村長が行う。

- ・本市の準用河川の状況（平成24年3月31日現在）

河川数 8本 総延長 約8.8km

田神川（新川水系）・八幡川（単独水系）・舟木川（湊川水系）・逆瀬川（単独水系）

秋元川（二反田川水系）・丹波川（単独水系）・山王川（単独水系）

第二山王川（山王川水系）

#### ○河川管理施設（かせんかんりしせつ）

ダム、堤防、護岸等河川の流水によって生ずる公利を増進し、又は公害を除去若しくは軽減する効用を有する施設であって、河川と一体として管理する必要があるもの。

#### ○堰（せき）

農業用水・工業用水・水道用水などの水を川からとるために、河川を横断して水位を制御する施設。

#### ○堤防（ていぼう）

河川の流水を安全に流下させることを目的として、左右岸に盛土などにより築造される施設。

#### ○床止め（とこどめ）

河床の洗掘を防いで河川の勾配（上流から下流に向かっての川底の傾き）を安定させるために、河川を横断して設けられる施設。

#### ○水門及び樋門（すいもん および ひもん）

堤内地の雨水や水田の水などが川や水路を流れ、より大きな川に合流する場合において、合流する川の水位が高くなった時に、その水が逆流しないように設ける施設。

#### ○橋（はし）

道路、鉄道、水道管等が河川と交差する場合において、河川を横断して設けられる施設（河底を横断するものを除く。）をいうほか、河川区域内の水路を横断して設けられるもの及び工作物の管理橋を含む施設。

#### ○伏せ越し（ふせごし）

用水施設又は排水施設である開渠が河川と交差する場合において、逆サイフォン構造で河底を横断して設けられる施設。